

-
- 3 理事会には総会の決定を円滑にするため、専門部を設置することができる。(総務部・運営部・審判部等) また、アドバイザー・常勤顧問を若干名選出することとする。
 - 4 理事任期は原則として1年とする。ただし、理事長ならび理事会の推挙がある場合に限り再任を妨げないこととする。
 - 5 理事長は理事会の過半数の議決をもって、任期途中であっても理事を解任することができる。

(決定事項)

第9条 次の各号に掲げる事項は理事会において決定する。

- 1 総会に提出する議案
- 2 理事の選任および解任の同意
- 3 事業運営の具体的方針
- 4 会計報告ならび財政の説明(年間登録料・参加金・事業収入等)
- 5 その他この規約に定める事項

(規約)

第10条 本規約の改廃は総会の3分の2以上の多数をもって決議する。なお、理事会が認める代理人ならび委任状を含むものとする。

(事業年度)

第11条 本協議会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わるものとする。

(補則)

第12条 本協議会の運営に関する実施要項ならび実施細則を構成員は遵守することとする。尚、実施要項・実施細則に違反する行為があれば、理事会専決事項とし厳罰処分することとする。

(除名処分)

第13条 新日本スポーツ連盟大阪府野球協議会の運営等において、著しき不行跡(行動・言動・行為等)により、連盟活動に支障をきたしたと判断した場合、理事長または事務局は理事を速やかに招集し、理事会を開催して参加チーム及び個人・団体等に対して、理事会の過半数以上の決議を以て除名処分することが出来る。但し、出席理事の過半数以上の議決を得られない場合はこの限りでない。

2 期間 除名処分の期間等については理事会において、協議決定することとする。

(会費等の返還)

第14条 納入された加盟費、大会費は、原則として返還しないものとする。

(2016年1月22日現在)

附則

- この規約は、平成24年1月28日から施行する。
- この規約は、平成25年1月26日から施行する。
- この規約は、平成26年1月25日から施行する。
- この規約は、平成27年1月24日から施行する。
- この規約は、平成28年1月22日から施行する。
- この規約は、平成29年1月20日から施行する。

本協議会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わるものとする。